人権に関する相談

一人で悩まないで…

人権に関する相談

　人権のことで心が傷ついたときには、「誰にも言えずにつらい」「どこに相談したらよいかわからない」「相談を聞いてもらってアドバイスがほしい」など、一人で悩むのではなく、身近なところで相談できることが何よりも大切です。

　暮らしの中で起こるさまざまな人権問題に関して、市町村では相談窓口を開設しています。

　相談窓口の相談員は、状況の理解に努め、相談内容を解きほぐしながら、相談者の立場に立って事案に応じた適切な助言や情報提供を行っています。また、府内の自治体、公益法人、民間非営利団体（NPO）などの相談機関が連携協力する「人権相談機関ネットワーク」の中から事案に応じた適切な機関を紹介したり取り次ぐなど、連携して取り組んでいます。

大阪府では

　専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設するほか、市町村が実施する相談事業を推進するため、交付金による支援をしています。また、市町村に対する助言・支援や相談員の養成を行っています。さらに、「人権相談機関ネットワーク」を運営するとともに、相談内容を集約し、ホームページなどで情報提供しています。

人権擁護士

　近年、人権に関する相談は、さまざまな課題が絡み合って、複雑・多様化しています。大阪府では、府民の人権問題を早期に解決に結びつけるとともに、人権侵害を未然に防止する役割を担う人材として、「人権擁護士」を平成19（2007）年度から養成しています。人権擁護士は、市町村や民間事業所等において、相談事案を分析して適切な専門相談機関につなげたり、相談員のサポートや心のケアを行ったりするなどの業務を担います。

国（法務省）の人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局における電話又は面接による相談です。

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

電話番号　０５７０-００３-１１０

受付時間　平日午前８時30分から午後５時15分まで

・電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。一部のIP電話等からは利用できない場合があります。

・相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。

・法務局・地方法務局では、窓口において面接による相談も受け付けています。

・インターネットによる人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番